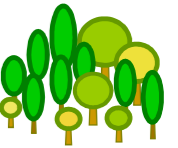


第5次千葉県里山基本計画（案）について

計画期間 令和4年度～令和7年度（4か年）

「里山」とは
人による維持管理がなされていた
一団の樹林地、草地、湿地、水辺
地又はその他類する土地が一体と
なっている土地



第1次～第4次里山基本計画（平成17年度～令和3年度）

【主な取組内容】

- 里山活動協定締結の促進（条例第16条）
- 県民や企業等による活動の促進
- 里山資源の有効活用による地域の活性化
- 里山活動団体の育成・支援
- 里山活動への情報の発信、普及啓発
- 多様な人々の参画による多面的機能の発揮
- 主体的かつ継続的な里山活動の促進

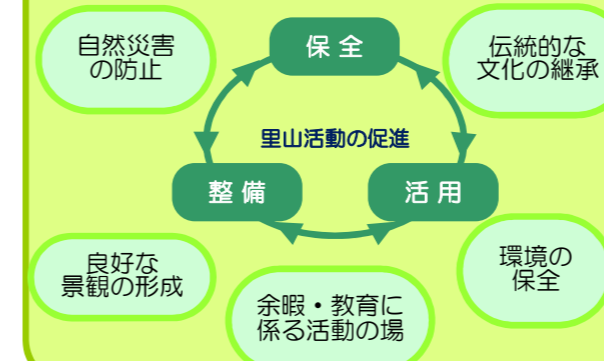
第4次里山基本計画（平成30～令和3年度【4か年】）

- 基本計画の特徴的な施策 地域の課題に取り組む里山活動の支援
里山活動の裾野を広げる地域連携の促進
自立した里山活動団体の育成・支援
- 目標（令和3年度） 里山の保全、整備及び活用面積 320 ha
- 成果 ① 里山活動協定等面積 【累計】370 ha 達成
- ② 里山体験会や里山公開等の一般向け体験活動の実施
- ③ 獣害対策の一環として県単竹林整備事業の実施
- ④ 防災林再生など地域の課題に取り組む団体の増加

<第1次～第4次 成果>
・里山活動のサポート体制構築
・企業による里山活動への取組の増加（法人の森）
・先進的活動団体による地域林業、森林保全活動への貢献

【実績：令和2年度末】
里山活動協定の締結・認定 128件

千葉県里山条例の目的



里山の多面的機能を持続的に発揮するため、

- ・ 県民の健康で文化的な生活の確保
- ・ 活力ある社会の実現に寄与



◇ 千葉県里山基本計画の根拠

県は、里山の保全、整備及び活用に関する総合的な施策を推進するため、基本的な計画を定めなければならない。（千葉県里山条例第9条）

- 課題 <トピックス>
- ・ 森林環境譲与税制度の開始（R元～）
 - ・ 令和元年房総半島台風による森林被害
 - ・ 2050年カーボンニュートラル宣言

ちばの里山の課題

里山活動団体の組織基盤の強化

参加者の固定化・高齢化、資金不足
活動休止状態の団体増加
里山活動団体の森林整備活動量の頭打ち

事故防止対策の見直しや強化

令和元年に里山活動において死亡事故が発生

土地所有者による管理が見込めない森林の増加

土地所有者の高齢化と不在村地主の増加
里山活動の地域間格差拡大

市町村による里山活動支援の促進

施策の優先順位が低い
人材・財源が不足

第5次千葉県里山基本計画の基本的目標

多様な人々が里山活動に参画し、森林の多様な恵みを引き出す、新たな里山づくりの実現

取組方針1 里山整備活動の支援

<1> 自立した里山活動団体の育成・支援

<2> 里山活動団体の参画の促進

<3> 地域の課題に取り組む里山活動の促進

目標達成に向けた取組事項

- 1 里山活動団体の組織基盤強化
- 2 安全衛生教育の推進と事故防止の徹底
- 3 里山巡回相談の実施

- 1 里山情報バンクの活用
- 2 里山活動の総合窓口の充実
- 3 新規参入する里山活動団体の支援
- 4 里山活動の広報と情報共有化の推進

地域の生活環境改善に資する里山活動の促進

取組方針2 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進

<1> 多様な人々の参画を促進するコーディネート機能の強化

<2> 里山資源の有効活用による地域の活性化

目標達成に向けた取組事項

- 1 森林環境教育等の推進に向け、関係機関が連携・協働するための仕組みづくり（ネットワーク構築）
- 2 SDGs等に取り組む企業と里山活動団体等との連携支援

- 1 里山活動体験等を通じた都市部と森林地域の交流
- 2 薪・炭等の生産や木の駅プロジェクトの推進
- 3 木育活動の実施や木育に関する人材の育成

里山活動団体の協定件数と森林整備・保全面積

	H21.3.31末時点		H25.3.31末時点		H29.3.31末時点		R3.3.31末時点	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数
里山活動団体が協定等に基づき整備・保全及び活用する森林面積(ha)	148	—	217	69	305	88	370	65
里山活動協定の認定数(件)	115	—	122	7	127	5	128	1